

第I部

總

論

# 第 I 部 總 論

第II部

各

論

第III部

參

考

資

料



# 1 計画策定の趣旨

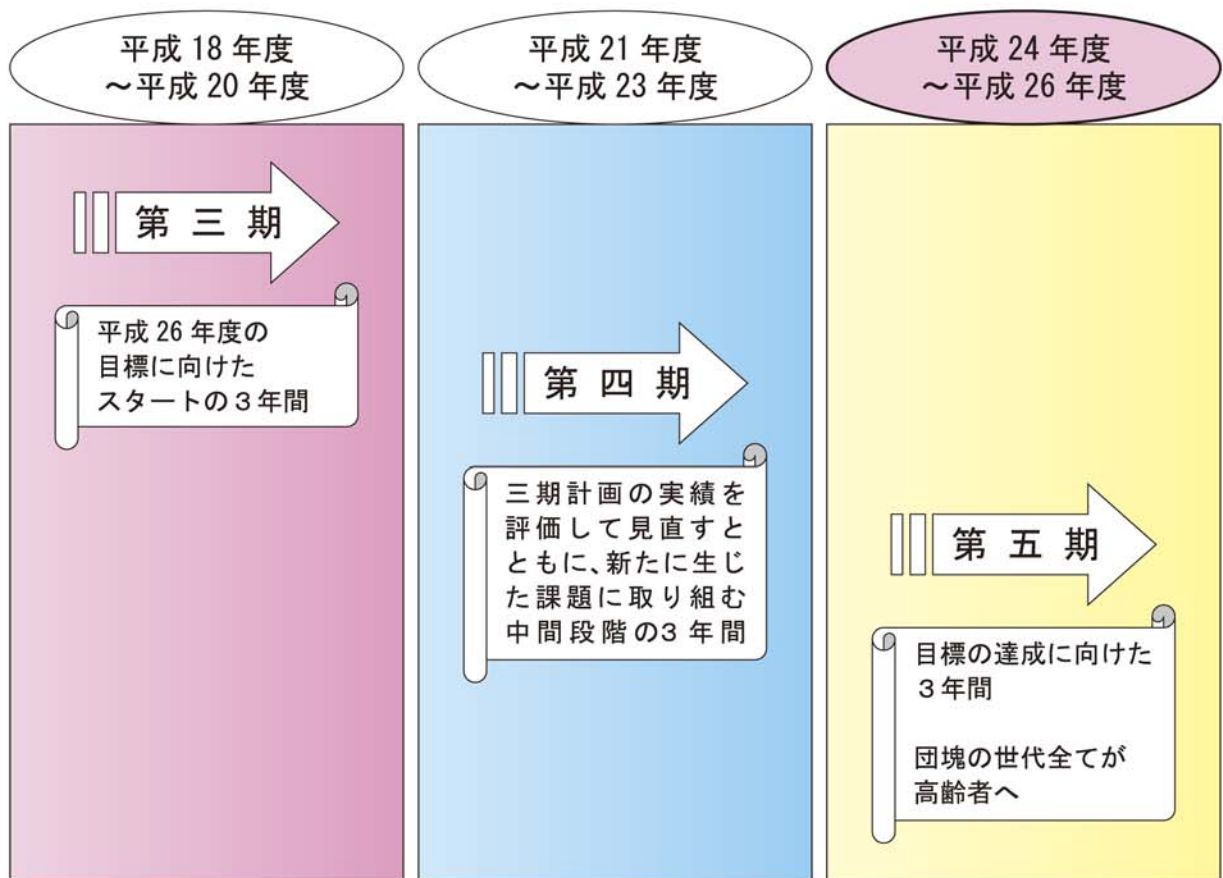
- 我が国では、少子高齢化が急速に進行し、世界中のどの国もかつて経験したことのない超高齢社会を迎えています。また、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者の価値観やライフスタイルが大きく変容すると考えられています。こうした時代の潮流を踏まえ、団塊の世代が65歳以上になる平成26年度を見据えて、県や市町が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すため、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(五期計画)」(以下「五期計画」といいます。)を策定するものです。

# 2 計画の位置づけ

- この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」であり、併せて介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」にも位置づけられるものです。
- この計画は、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」を踏まえ、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、社会福祉法に基づく「栃木県地域福祉支援計画」、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「栃木県医療費適正化計画」、健康増進法に基づく「とちぎ健康21プラン」及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「栃木県高齢者居住安定確保計画」と調和のとれたものとなっています。
- この計画は、各市町が平成24年度から平成26年度までの3年間で計画期間として策定する「老人福祉計画」及び「第五期介護保険事業計画」と整合性のとれたものとなっています。
- この計画は、栃木県高齢者保健福祉計画「はつらつプラン21(三期計画)」及び栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(四期計画)」を継承し、三期計画において目標年次として設定した平成26年度を見据えたものとなっています。

### 3 計画期間

- この計画は、平成26年度を目標年次とし、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。



第I部

総

論

第II部

各

論

第III部

参

考

資

料

## 4 高齢者福祉圏域

- この計画においては、市町の老人福祉計画・介護保険事業計画の推進を支援するため、各市町の区域を越えた広域的な5つの圏域を設定します。圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から、基本的に「栃木県保健医療計画」(5期計画)における二次保健医療圏と同一とします。

なお、平成23年10月1日に栃木市に編入合併された旧西方町の区域については、栃木市の一部として県南高齢者福祉圏域に組み入れます。

(各高齢者福祉圏域の人口等)

高齢者福祉圏域名	市町名	圏域別人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
県北 (5市4町)	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	392,370	87,469	22.3%
県西 (2市)	鹿沼市 日光市	193,492	48,393	25.0%
県東・央 (2市4町)	宇都宮市 真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	667,402	134,123	20.1%
県南 (3市4町)	栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町 岩舟町	488,845	103,153	21.1%
両毛 (2市)	足利市 佐野市	280,656	69,288	24.7%
合計 (14市12町)		2,022,765	442,426	21.9%

※各市町が平成23年10月1日時点の住民基本台帳及び外国人登録人口を集計したもの

第I部

総

論

第II部

各

論

第III部

参考資料

(高齢者福祉圏域図)

平成23年10月1日現在

第I部

総

論

第II部

各

論

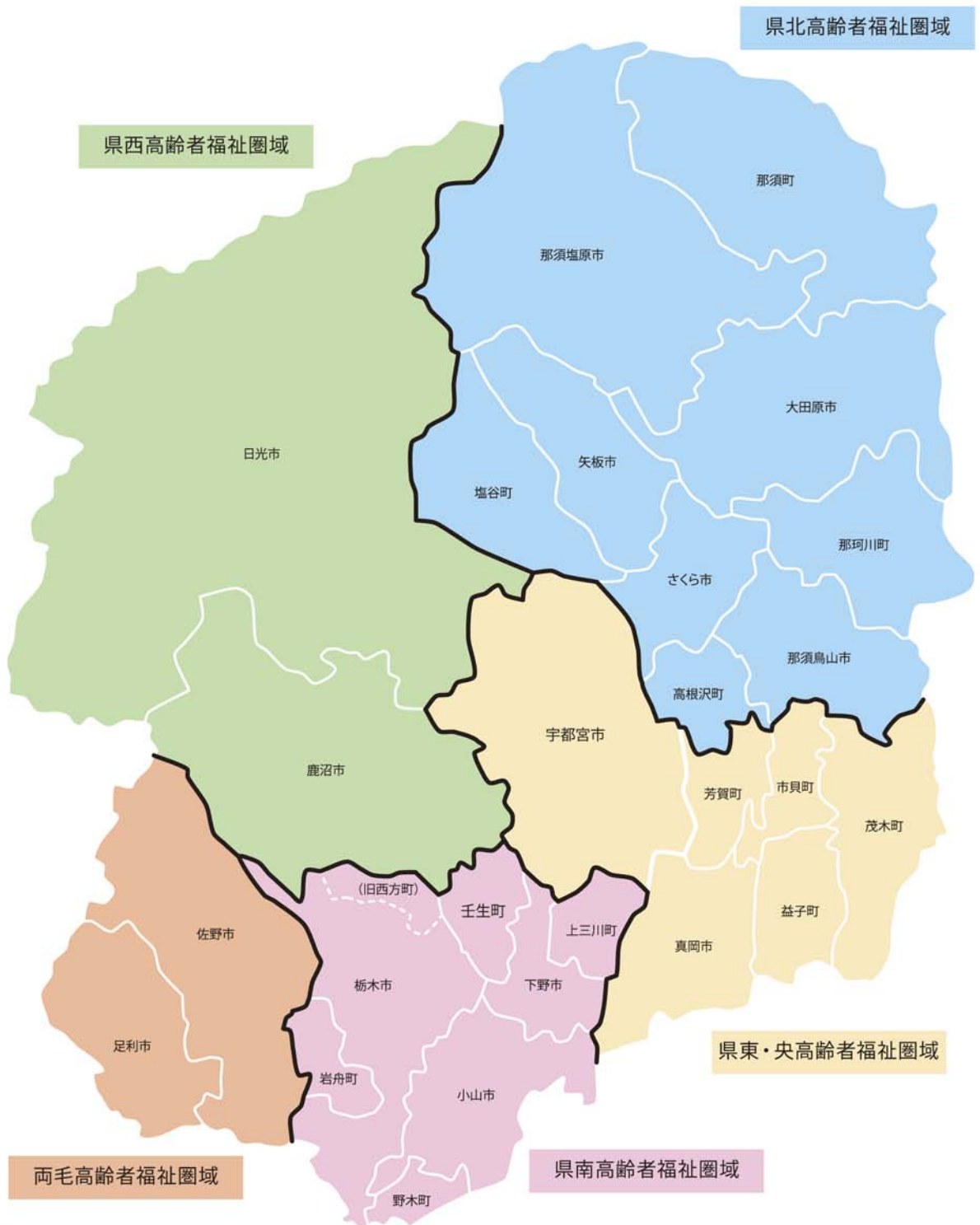
第III部

参

考

資

料



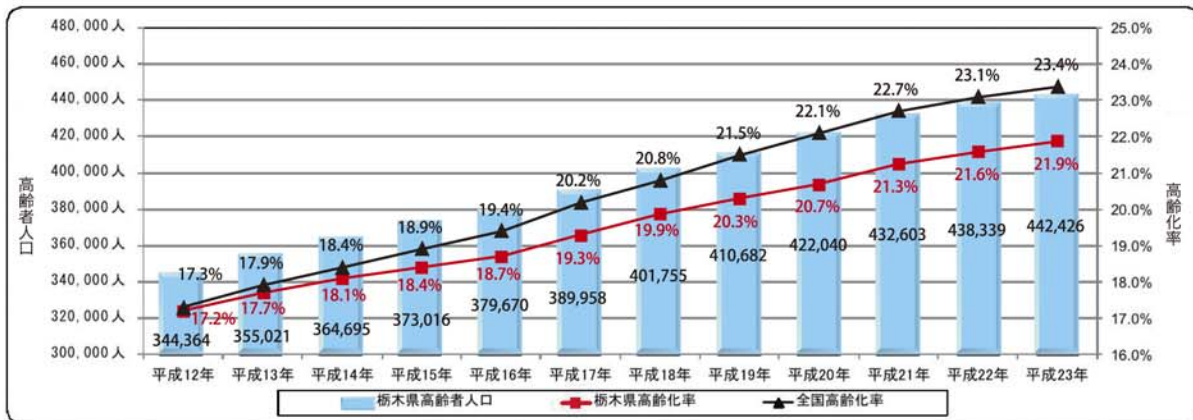
# 5 本県の高齢者人口等の現状と将来推計

## (1) 現状

### ① 高齢者人口

- 平成23年10月1日時点での本県の高齢者人口は442,426人、高齢化率は全国の平均を1.5ポイント下回る21.9%となっています。

(高齢者人口及び高齢化率の推移)



※ 栃木県の人口等は、各市町が各年10月1日時点の数値を集計したもの。(平成19年までは国勢調査ベース。平成20年以降は住民基本台帳及び外国人登録による集計結果。) 高齢化率(全国)の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」死亡・出生中位仮定。平成22年までの実績は、総務省統計局「人口推計」各年10月1日現在。

### ② 要支援・要介護認定者数

- 本県の要支援・要介護認定を受けた高齢者数は、平成18年以降伸びが鈍化しているものの、確実に増加を続けており、平成23年4月末には68,007人となっています。
- 本県の要支援・要介護認定率は、平成23年4月末で15.5%であり、全国の平均を2.0ポイント下回っています。

(要支援・要介護認定者数及び認定率の推移)



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

- 平成23年度の要支援・要介護認定者数の構成割合を見ると、平成20年度と比べて、要支援1と要介護5の割合の増加が見られます。

第I部

総論

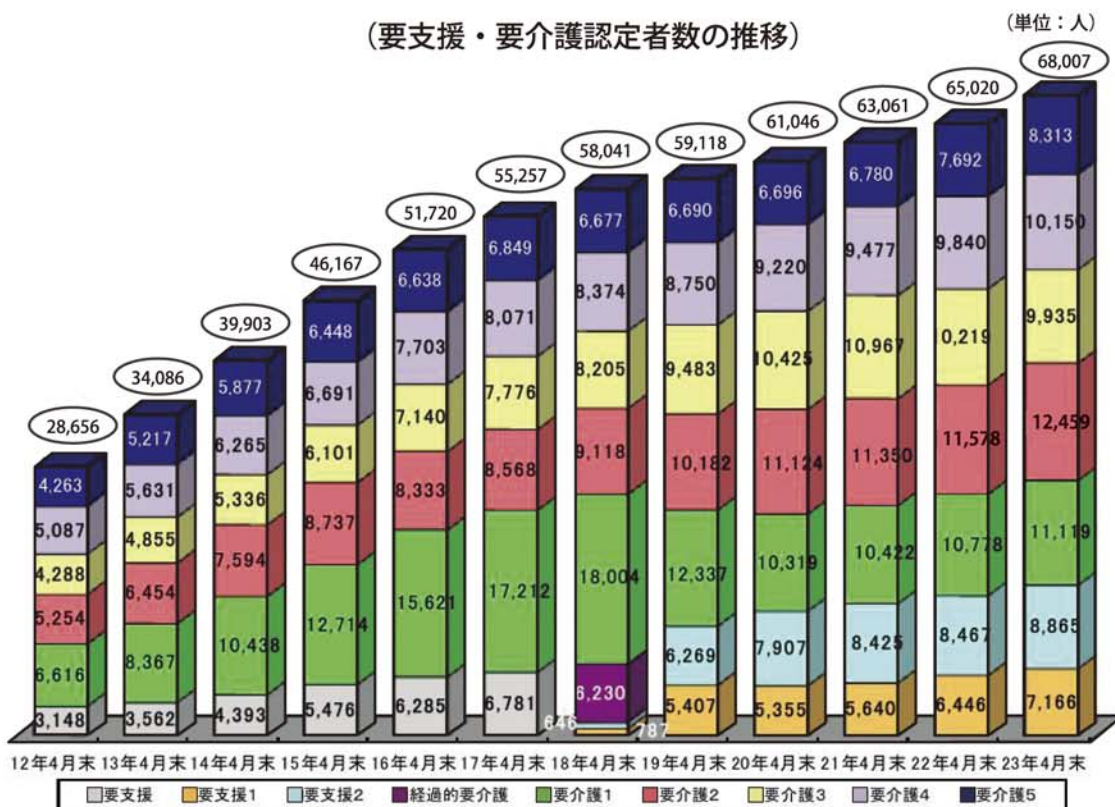
第II部

各論

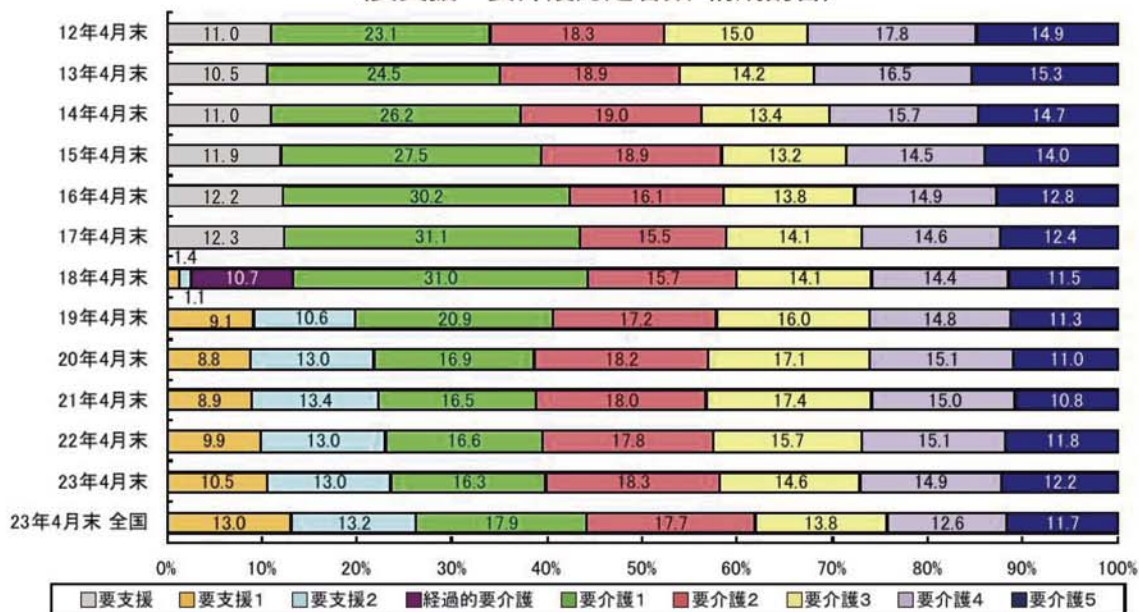
第III部

参考資料

(要支援・要介護認定者数の推移)



(要支援・要介護認定者数 構成割合)



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より



### ③ 介護サービスの基盤

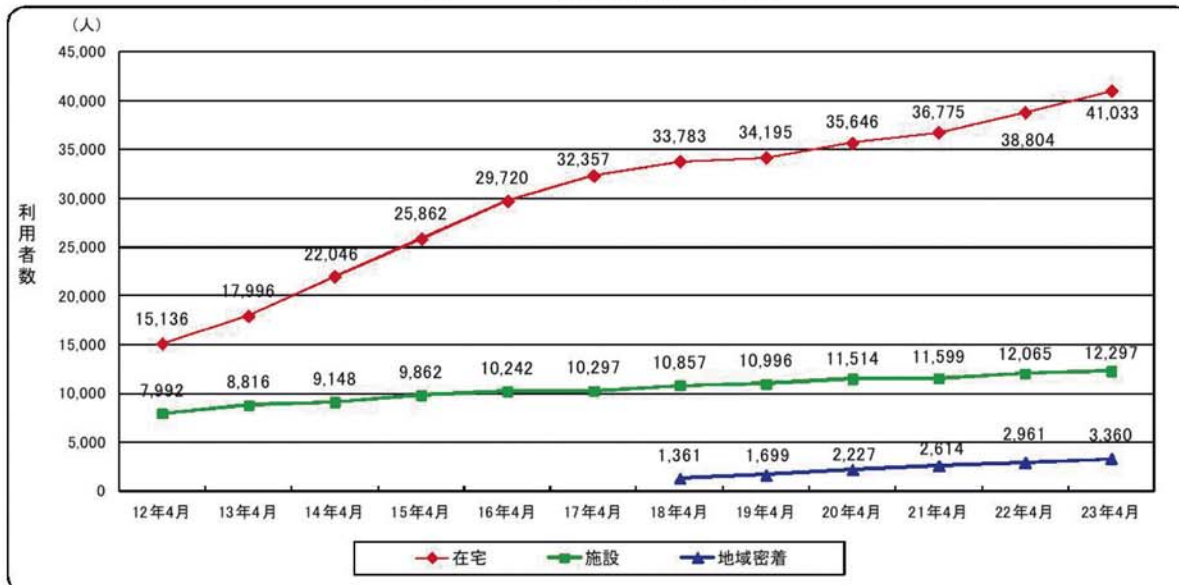
- 本県の介護サービスの利用者数を見ると、平成23年4月では在宅サービス利用者が41,033人で、平成12年4月に比べ271.1%の増となっています。また、施設サービス利用者は12,297人で、平成12年4月に比べ153.9%の増となっています。

(サービス利用者の状況)

区 分		(単位:人)												
		12年4月 ①	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月 ②	12年4月比 ②/①
栃木県 (単位:人)	在宅	15,136	17,996	22,046	25,862	29,720	32,357	33,783	34,195	35,646	36,775	38,804	41,033	271.1%
	地域密着							1,361	1,699	2,227	2,614	2,961	3,360	—
	施設	7,992	8,816	9,148	9,862	10,242	10,297	10,857	10,996	11,514	11,599	12,065	12,297	153.9%
	計	23,128	26,812	31,194	35,724	39,962	42,654	46,001	46,890	49,387	50,988	53,830	56,690	245.1%
全国 (単位:万人)	在宅	97	142	172	201	228	251	255	257	269	278	294	310	319.6%
	地域密着							14	17	21	23	25	28	—
	施設	52	65	69	72	75	78	79	81	83	83	84	85	163.5%
	計	149	207	241	273	303	329	348	355	373	384	403	423	283.9%

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

(サービス利用者数の推移)



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

## (2) 将来推計

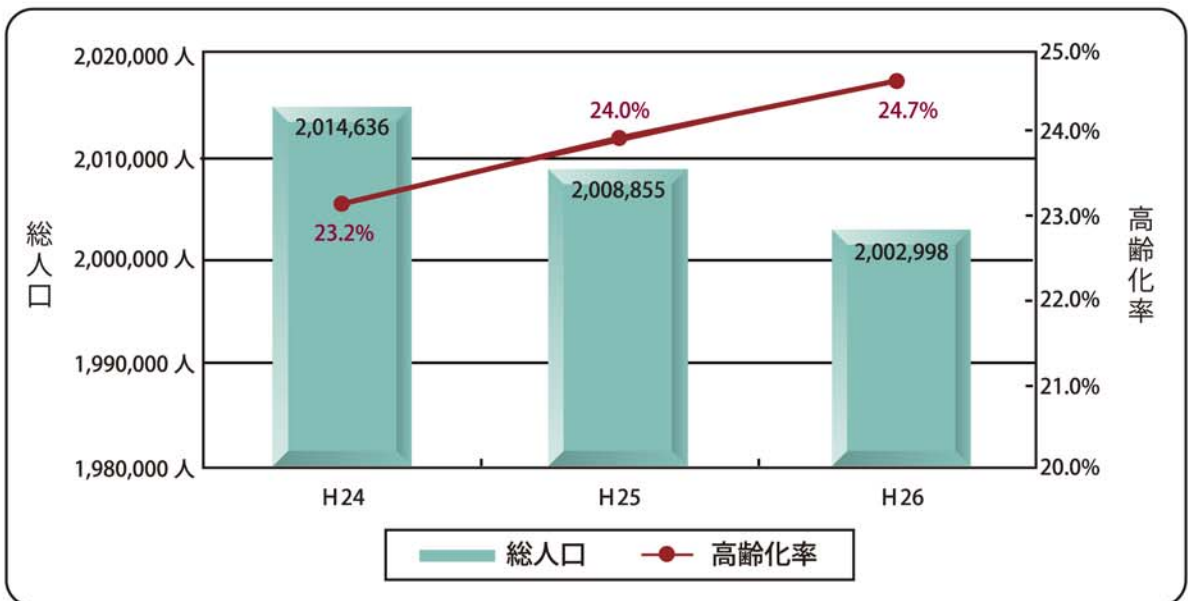
### ① 高齢者人口

- 本県の高齢者人口は今後も増加を続け、平成26年度には495,315人、高齢化率は24.7%になると予測されます。

(本県の総人口・高齢者人口)

(単位：人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 県	総 人 口	2,014,636	2,008,855	2,002,998
	65 歳以上人口	467,011	481,159	495,315
	高 齢 化 率	23.2%	24.0%	24.7%
県 北	総 人 口	392,086	390,776	389,431
	65 歳以上人口	92,633	95,368	98,096
	高 齢 化 率	23.6%	24.4%	25.2%
県 西	総 人 口	192,245	190,835	189,385
	65 歳以上人口	50,125	51,276	52,445
	高 齢 化 率	26.1%	26.9%	27.7%
県東・央	総 人 口	662,482	662,178	661,873
	65 歳以上人口	143,355	148,452	153,549
	高 齢 化 率	21.6%	22.4%	23.2%
県 南	総 人 口	489,511	488,856	488,201
	65 歳以上人口	108,642	112,081	115,517
	高 齢 化 率	22.2%	22.9%	23.7%
両 毛	総 人 口	278,312	276,210	274,108
	65 歳以上人口	72,256	73,982	75,708
	高 齢 化 率	26.0%	26.8%	27.6%



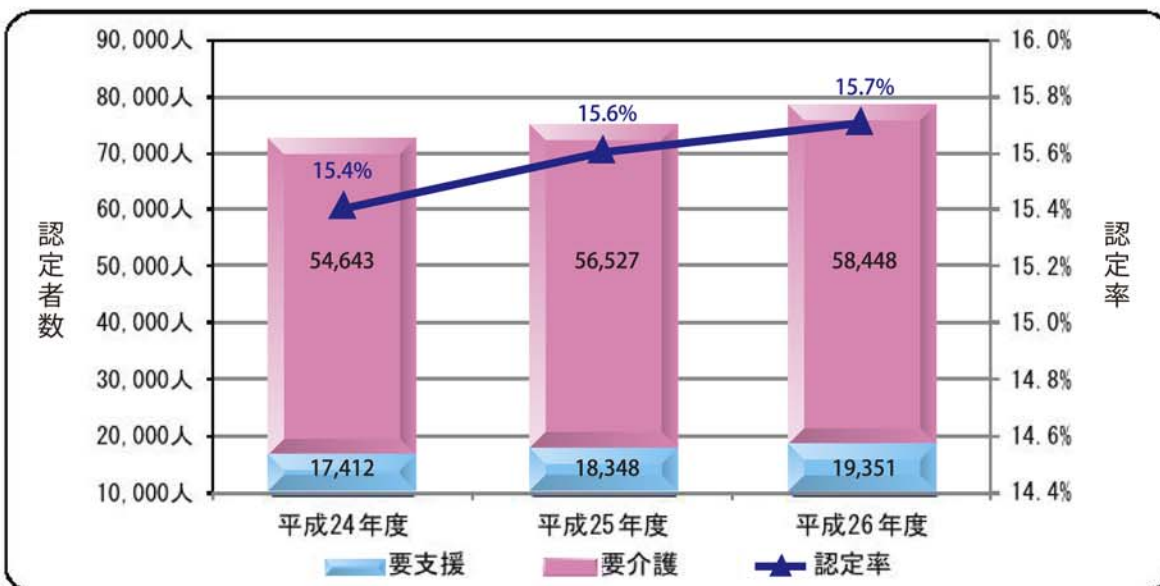
※ 各市町が各年度の 10 月 1 日時点の数値を推計したもの

## ② 要支援・要介護認定者数

- 要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴って増加を続け、平成26年度には要支援認定者が19,351人、要介護認定者が58,448人となり、要支援・要介護認定率も15.7%まで上昇すると予測されます。

(本県の要支援・要介護認定者数・認定率)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
全県	認定者数	72,055	74,875	77,799
	要支援	17,412	18,348	19,351
	要介護	54,643	56,527	58,448
	認定率	15.4%	15.6%	15.7%
県北	認定者数	14,836	15,440	16,080
	要支援	3,356	3,478	3,664
	要介護	11,480	11,962	12,416
	認定率	16.0%	16.2%	16.4%
県西	認定者数	7,763	8,043	8,311
	要支援	1,540	1,619	1,705
	要介護	6,223	6,424	6,606
	認定率	15.5%	15.7%	15.8%
県東・央	認定者数	21,267	22,107	22,962
	要支援	5,726	6,102	6,502
	要介護	15,541	16,005	16,460
	認定率	14.8%	14.9%	15.0%
県南	認定者数	16,512	17,174	17,898
	要支援	3,648	3,924	4,167
	要介護	12,864	13,250	13,731
	認定率	15.2%	15.3%	15.5%
両毛	認定者数	11,677	12,111	12,548
	要支援	3,142	3,225	3,313
	要介護	8,535	8,886	9,235
	認定率	16.2%	16.4%	16.6%



※各市町が各年度の6月末日時点の数値を推計したもの

### ③ 認知症高齢者の増加

- 認知症高齢者は高齢化の進行に伴い増加し、平成27年には全国で約257万人になると予測されており、本県では約3万9千人に相当します。

(要支援・要介護認定者における認知症高齢者(認知症自立度Ⅱ以上)の出現率(全国))

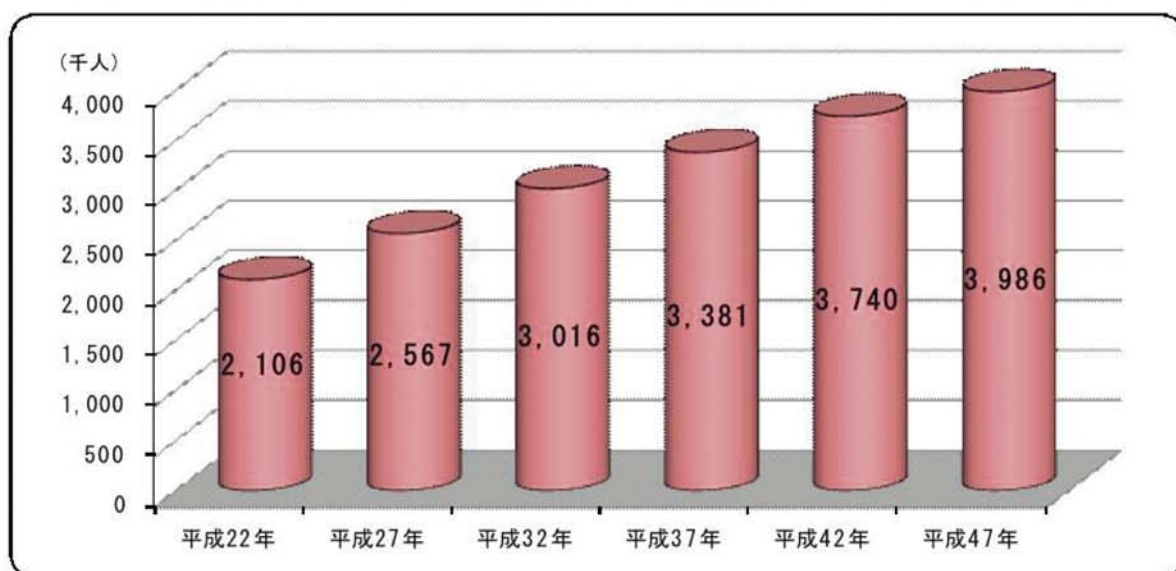
平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
7.2%	7.6%	8.4%	9.3%	10.2%	10.7%

※ 厚生労働省「2015年の高齢者介護」より〔率は65歳以上人口比(%)〕

(治療や介護に関する技術の発達など政策的な要素は織り込まれていない。)

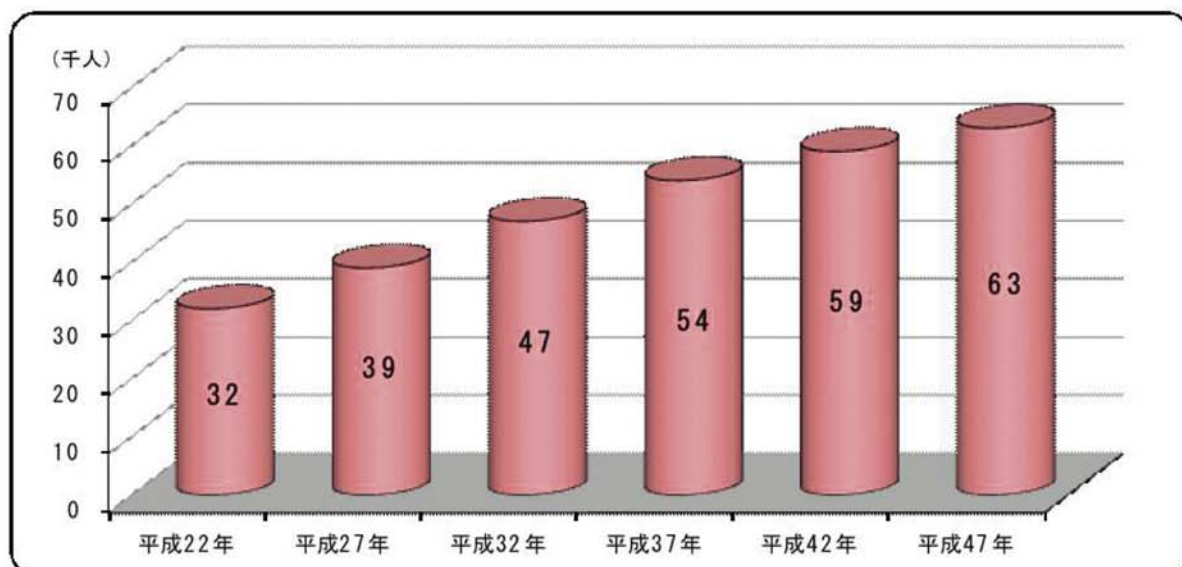
※ 認知症自立度Ⅱ:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

(要支援・要介護認定者における認知症高齢者(認知症自立度Ⅱ以上)の将来推計(全国))



※ 厚生労働省「2015年の高齢者介護」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」に基づき推計  
平成22年は、平成22年国勢調査に基づき推計

(上記推計を栃木県の状況にあてはめたもの(栃木県))



※ 厚生労働省「2015年の高齢者介護」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」に基づき推計  
平成22年は、平成22年国勢調査に基づき推計

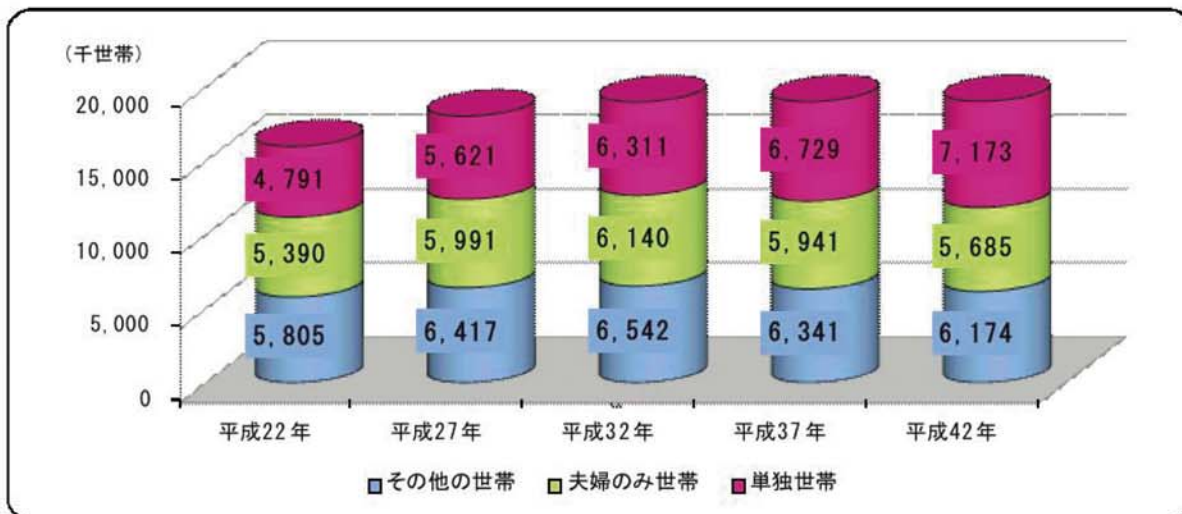
#### ④ 一人暮らし、夫婦のみで暮らす高齢者の増加

- 本県の高齢者単独世帯は、平成22年には約5万3千世帯でしたが、平成42年には約9万4千世帯となり、約1.8倍になると予測されます。

また、世帯主が高齢者の夫婦のみ世帯は、平成22年には約6万7千世帯でしたが、平成42年には約8万2千世帯に増え、約1.2倍になると予測されます。

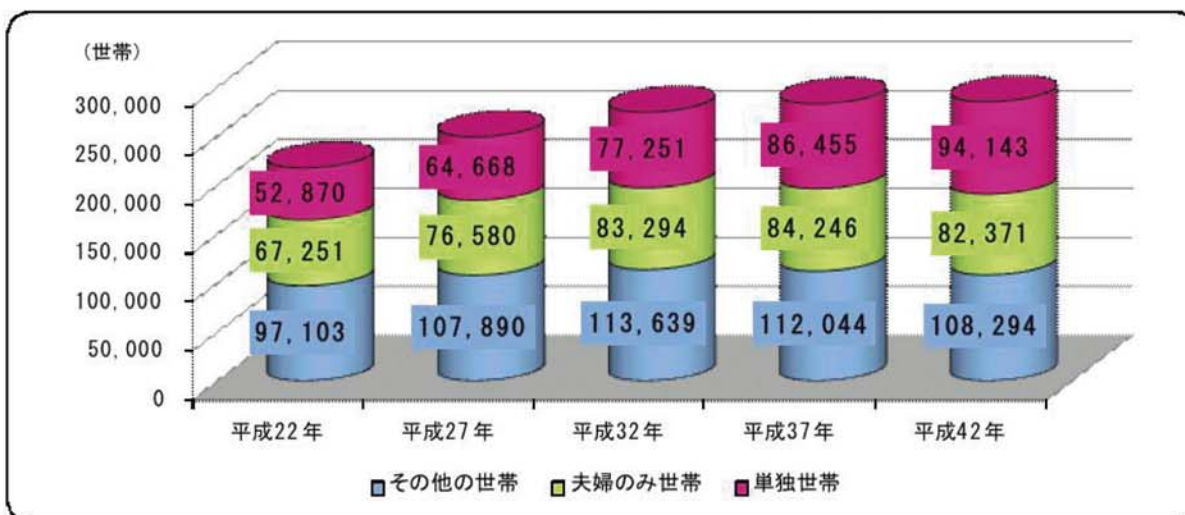
- 本県の高齢者の単独世帯及び世帯主が高齢者の夫婦のみ世帯の構成割合は、平成22年には55.3%（全国平均63.7%）でしたが、平成42年には62.0%（全国平均67.6%）に増加すると予測されます。

（世帯主が高齢者の世帯の態様（全国））



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」より  
平成22年は、平成22年国勢調査による。

（世帯主が高齢者の世帯の態様（栃木県））



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」より  
平成22年は、平成22年国勢調査による。

## 6 目指すべき高齢社会の姿 ～計画の基本目標～

第I部

総論

豊かな知識と経験を持つ高齢者は、これからの社会を支えていく大切な存在です。そのためには、加齢とともに、体力が低下したり、介護が必要となったりしても、一人ひとりの心身の状況に応じて、自らの能力と社会資源を活用しながら、その人らしくいきいきと暮らしていける社会を実現する必要があります。

この計画においては、目指すべき高齢社会の姿を、「健康に暮らせる社会」「生きがいを持てる社会」「自立して暮らせる社会」「自分らしく生きられる社会」「住み慣れた地域で暮らせる社会」と設定し、その実現を計画の基本目標とします。

さらに、これらの社会をつくるための基盤として、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指していきます。

### 基本目標1 「健康に暮らせる社会」

元気で活動的な高齢期を過ごすことは県民共通の願いです。

そのためには、高齢者自らが行う健康づくりや介護予防の取組を推進することが必要です。

この計画においては、生涯を通じた健康づくりと介護予防の取組により、年齢にかかわらず、健康に暮らせる社会を目指します。

### 基本目標2 「生きがいを持てる社会」

心身の状態にかかわらず、生きがいを持って暮らしていくことは県民共通の願いです。

そのためには、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、多様な社会活動に参画することにより、自己実現が図られる環境づくりが必要です。

この計画においては、全ての高齢者が生きがいを持ち、自己実現ができる社会を目指します。

### 基本目標3 「自立して暮らせる社会」

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続していくことは県民共通の願いです。

そのためには、高齢者一人ひとりの能力や生活環境に応じ、自立を支援する介護サービス等が確保されることが必要です。

この計画においては、高齢者自身の自助努力を基本としながらも、介護などの支援が必要な場合には、介護保険サービスや地域での支え合いの仕組みを活用して自立して暮らせる社会の実現を目指します。

第II部

各論

第III部

参考資料

## 基本目標4 「自分らしく生きられる社会」

介護が必要になっても、個人として尊重され、自分らしく暮らしていくことは、県民共通の願いです。

そのためには、高齢者の尊厳の保持に関する地域住民の理解が進むとともに、認知症に関する知識の普及や差別の撤廃及び権利擁護の仕組みの確立が必要です。

この計画においては、全ての高齢者が尊厳を持って生きられる社会の実現を目指します。

## 基本目標5 「住み慣れた地域で暮らせる社会」

高齢期を住み慣れた地域社会の中で過ごすことは県民共通の願いです。

そのためには、地域で必要な介護サービス等が確保されるとともに、地域住民が、自分のできるやり方でお互いを支え合う仕組みを構築することが必要です。

この計画においては、全ての高齢者が、「健康」で、「生きがい」を持ち、「自立」して、「自分らしく」生きられる“つながりのある地域社会”の実現を目指します。

### 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制と定義される。(「地域包括ケア研究会報告書」より)

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組が包括的・継続的に行われることが必須である。

#### ①医療との連携強化

在宅医療・訪問介護やリハビリテーションの充実強化等

#### ②介護サービスの充実強化

介護保険施設の整備・在宅サービスの強化等

#### ③予防の推進

できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

#### ④多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

見守り・配食・買い物等の生活支援、財産管理等の権利擁護サービスの推進

#### ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

サービス付き高齢者向け住宅と介護保険サービスの連携等

(基本目標のイメージ)

第I部

総

論

第II部

各

論

第III部

参

考

資

料

「とちぎで暮らし、長生きしてよかった」  
と思える社会

1 健康に暮らせる社会

2 生きがいを持てる社会

3 自立して暮らせる社会

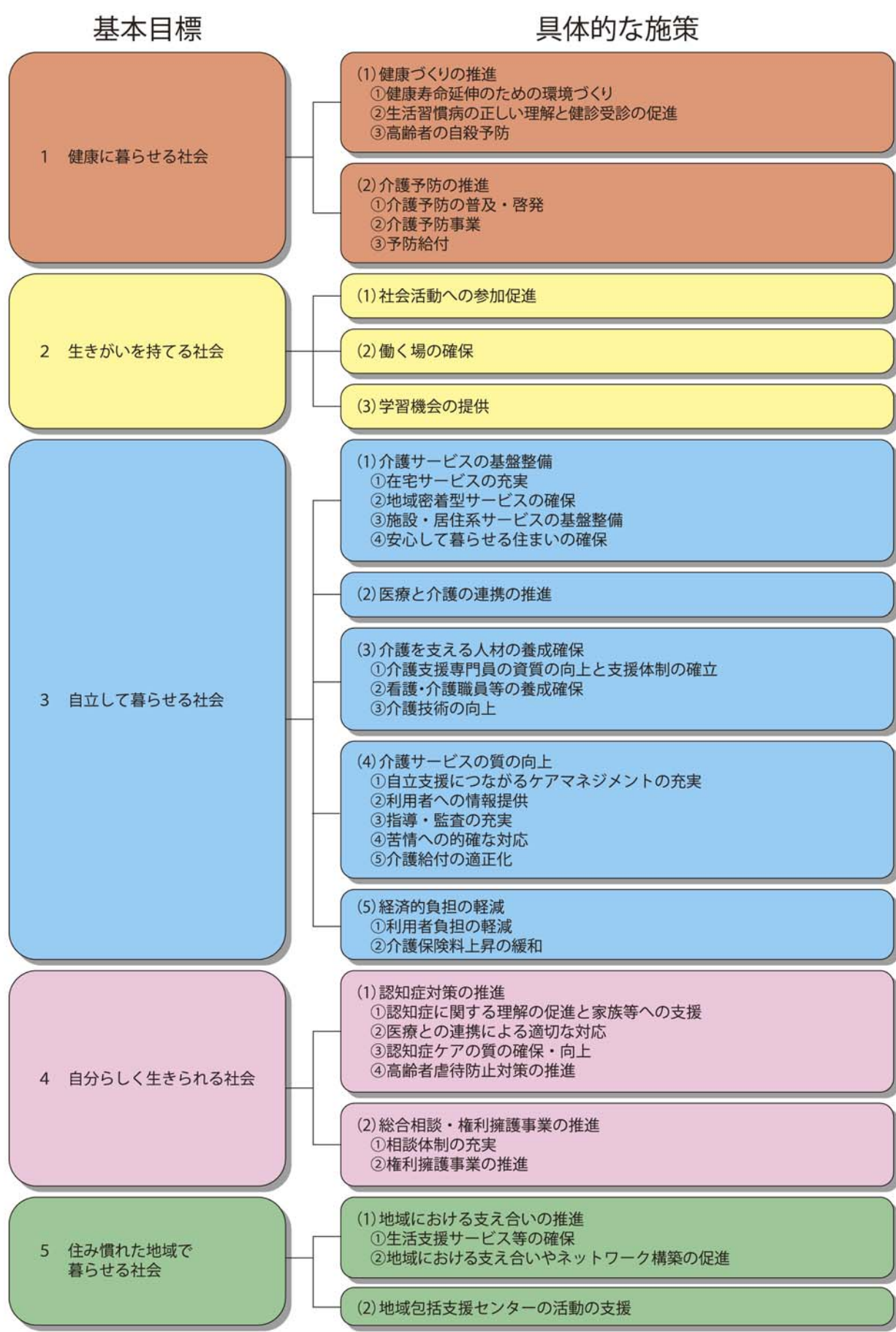
4 自分らしく生きられる社会

5 住み慣れた地域で暮らせる社会

地域包括ケアシステム



# 7 施策の体系



- 第I部
- 総論
- 第II部
- 各論
- 第III部
- 参考資料

